



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）…………… 1
- 種畜証明書の交付（畜産課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知・8件（農地農村整備課）…………… 2
- 沖縄県織物検査規格の一部を改正する告示（ものづくり振興課）…………… 4

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了・6件（中部土木事務所）…………… 6

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 8

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9

告 示

沖縄県告示第140号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
11565537536	牛	黒毛和種	茂福輝	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11632950039	牛	黒毛和種	幸白鵬	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11605033905	牛	黒毛和種	幸紀照重	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11411963342	牛	黒毛和種	茂福藤	黒	2級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11509865565	牛	黒毛和種	康秀勝	黒	2級	与那国町	農業生産法人株式会社真嘉牧場
32147990001	豚	ランドレース種	エービー イランド 6 0229	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター

32147990002	豚	ランドレース種	エービー イランド 6 0231	オキナワア オキカイ	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良 センター
-------------	---	---------	------------------------	---------------	---	----	-----	-----------------

沖縄県告示第141号

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、定期種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

証明書番号	家畜の 種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は 所在地	氏名又は名称
32147990003	豚	デュロック種	ボールド ユメサク ラエース オキカイ 3 0149	褐	2級	南城市	株式会社沖縄県 食肉センター

沖縄県告示第142号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年4月5日から同月19日まで伊平屋村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 伊平屋村字島尻6番地 宮城義一、伊平屋村字田名1470番地の1村営住宅13棟102号 新里斉士
- 2 加入区 伊平屋加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊平屋村漁業協同組合

沖縄県告示第143号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市平良地内（増原地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年8月6日から令和4年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第144号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（上区西地区）

- 2 公共測量を実施した期間 令和3年8月6日から令和4年3月24日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第145号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（ウヅラ嶺地区）
 - 2 公共測量を実施した期間 令和3年8月6日から令和4年3月24日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第146号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（山底地区）
 - 2 公共測量を実施した期間 令和3年8月6日から令和4年3月24日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第147号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（狭間地区）
 - 2 公共測量を実施した期間 令和3年8月6日から令和4年3月24日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第148号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（福嶺南地区）
 - 2 公共測量を実施した期間 令和3年8月6日から令和4年3月24日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（福地地区）

- 2 公共測量を実施した期間 令和3年9月30日から令和4年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第150号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 多良間村字仲筋地内（カッジョウ地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年8月6日から令和4年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第151号

沖縄県織物検査規格（昭和49年沖縄県告示第262号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から適用する。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別表第1(1)ア(ア)中「12.30以上」を「12.50以上」に、重量目安（g）の項を次のように改める。

重量目安（g）	530	560	510	540	410	460	460	510	540	510	610	460	490
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第1(1)ア(イ)中「12.30以上」を「12.50以上」に、重量目安（g）の項を次のように改める。

重量目安（g）	550	590	590	610	610	610	510	510	630	610	610	610	610
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第2(1)ア中「12.30以上」を「12.50以上」に、「560」を「570」に、「460」を「470」に改める。

別表第3(1)ア中「12.30以上」を「12.50以上」に、「400」を「400～500」に改める。

別表第4(1)ア中「12.30以上」を「12.50以上」に、重量目安（g）の項を次のように改める。

重量目安（g）	550	590	590	630	660	660	660	760	760
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第4(1)イ(ア)中「3.60以上」を「3.80以上」に改める。

別表第5(1)ア(ア)中「12.30以上」を「12.50以上」に、重量目安（g）の項を次のように改める。

重量目安（g）	550	590	610	610	630	610	560	610	460
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第5(1)ア(イ)中「12.30以上」を「12.50以上」に、重量目安（g）の項を次のように改める。

重量目安（g）	550	590	590	610	610	610	630	610	630	630	510	510	410
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第5(1)イ(ア) a 中「3.60以上」を「4.00以上」に改め、同表(1)イ(イ)中「33以上」を「34以上」に、「3.60以上」を「4.00以上」に改める。

別表第6(1)ア中「12.30以上」を「12.50以上」に改め、重量目安（g）の項を次のように改める。

重量目安（g）	610	610	560	610	560	610
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第7(1)ア中「12.30以上」を「12.50以上」に改め、重量目安（g）の項を次のように改める。

重量目安（g）	760	710	710	710	610	560	590	760	710	710	710	610	560	590
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第8(1)ア中「12.30以上」を「12.50以上」に、「650」を「660」に改める。

別表第9(1)ア中「12.30以上」を「12.50以上」に改め、重量目安（g）の項を次のように改める。

重量目安（g）	600	600	620	600	600	620	720	720
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第9(1)イ重量目安（g）の項を次のように改める。

重量目安（g）	450	450	470	450	450	470	570	570
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第9(1)ウ(7)中「3.60以上」を「4.00以上」に改め、同表(1)ウ(4) a 中「33以上」を「34以上」に改め、同表(1)ウ(4) b 中「3.60以上」を「4.00以上」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年4月5日から同年8月5日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 代表取締役 辻田泰徳、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 伊藤光博
- 3 届出年月日 令和3年10月18日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 代表取締役 辻田泰徳、大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸

変更後 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 代表取締役 辻田泰徳、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 伊藤光博
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 次の表のとおり

変更後 次の表のとおり

（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 令和3年4月1日
 - (2) 4(2) 令和3年10月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年4月5日から同年8月5日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ小禄 那覇市鏡原町34番36号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号 代表取締役 成瀬明弘
- 3 届出年月日 令和3年10月18日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 令和3年9月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月24日 沖縄県指令土第50号、平成30年3月5日 沖縄県指令土第168号（変更）、令和3年1月12日 沖縄県指令土第5号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字豊原147番ほか5筆のそれぞれの一部及び147番地先の一部並びに110番3ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 渡具知武豊
- 5 検査済証番号 令和4年2月25日 第4781号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月5日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年5月25日 沖縄県指令中土第469号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜被留原842番15及び842番16
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古四丁目16番29-303号m i oテラス 松野憲道、宜野湾市我如古四丁目16番29-303号m i oテラス 松野奈津子
- 5 検査済証番号 令和4年1月21日 C第549号
- 6 工事完了年月日 令和4年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月5日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月8日 沖縄県指令中土第148号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集伊集原2番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市高原四丁目23番14号スカイコラージュ3-C号 新垣翔平、沖縄市高原四丁目23番14号スカイコラージュ3-C号 新垣杏梨
- 5 検査済証番号 令和4年1月31日 C第550号
- 6 工事完了年月日 令和4年1月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月5日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月7日 沖縄県指令中土第950号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字和宇慶検地原227番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字和宇慶164番地 新垣剛志
- 5 検査済証番号 令和4年2月14日 C第551号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月5日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月9日 沖縄県指令中土第976号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字屋宜原東前原780番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字仲順262番地グリーンハイツ201号室 平安名常勝
- 5 検査済証番号 令和4年2月16日 C第552号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月5日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年9月3日 沖縄県指令中土第920号、令和3年12月14日 沖縄県指令中土第3364号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市久保田二丁目1068番2ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市長 桑江朝千夫
- 5 検査済証番号 令和4年2月22日 C第553号
- 6 工事完了年月日 令和4年1月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月5日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年5月14日 沖縄県指令中土第848号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田上池田46番11ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市古島2丁目4番地8リケンオキナワビルV413 儀武寿和
- 5 検査済証番号 令和4年2月24日 C第554号
- 6 工事完了年月日 令和3年8月31日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和4年4月5日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
雑踏警備業務	1級	10人	令和4年7月10日（日曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (5) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (4) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (7) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (5) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和4年4月18日（月曜日）から同月22日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(8) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(9) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和4年沖縄県選挙管理委員会告示第3号は、廃止する。

令和4年4月5日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,524

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,021

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,834
うるま市選挙区	33,056
沖縄市選挙区	37,516
宜野湾市選挙区	26,233
浦添市選挙区	30,551
那覇市・南部離島選挙区	89,426
豊見城市選挙区	16,904
島尻・南城市選挙区	35,653
糸満市選挙区	16,161
宮古島市選挙区	15,262
石垣市選挙区	14,720
国頭郡選挙区	18,150
中頭郡選挙区	41,593

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---